

第2節 型式認定原動機付自転車以外の原動機付き自転車であって新たに運行の用に供しようとするものの保安基準の細目
（長さ、幅及び高さ）

第256条 原動機付自転車の測定に関し、保安基準第59条第1項の告示で定める方法は、第1号から第3号までに掲げる状態の原動機付自転車を、第4号により測定するものとする。

- 一 空車状態
- 二 外開き式の窓及び換気装置については、これらの装置を閉鎖した状態
- 三 車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取り外した状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。
- 四 直進姿勢にある原動機付自転車を水平かつ平坦な面（以下「基準面」という。）に置き巻き尺等を用いて次に掲げる寸法を測定した値（単位は cm とし、1 cm 未満は切り捨てるものとする。）とする。
 - イ 長さについては、原動機付自転車の最も前方及び後方の部分を基準面に投影した場合において、車両中心線に平行な方向の距離
 - ロ 幅については、原動機付自転車の最も側方にある部分を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離
 - ハ 高さについては、原動機付自転車の最も高い部分と基準面との距離